

いちよう会会則

1. 名称 第一条 本会は上の宮中学校PTA・OB「いちよう会」と称し、事務所を上の宮中学校に置く。
2. 目的 第二条 上の宮中学校を愛する会員が、相互の親睦と教養をたかめるため、互いに交歓し併せて上の宮中学校の発展に寄与する。
3. 会員 第三条 (イ) 本会は上の宮中学校のPTA会員であった者の中で趣旨に賛同するもので組織する。
(ロ) 本会を退会するときは会長に連絡する。
4. 会費 第四条 (イ) 年会費¥1,000円を納入する。
(ロ) 前項の会費は通信・連絡費及び総会の一部費用とする。
(ハ) その他必要なときに臨時徴収する。
5. 役員 第五条 (イ) 会長 1名
(ロ) 副会長 2名 1名は現PTA会長
(ハ) 庶務 2名 書記・会計を兼務し、予算の執行に当たっては会長の承認をうける。
(ニ) 会計監査 1名
(ホ) 幹事 若干名 立案・執行する。
(ヘ) 顧問 歴代PTA会長・校長・副校長とする。
6. 任期 第六条 任期は一年とするも再任を妨げない。
7. 総会 第七条 (イ) 原則として年一回の総会を開催する。
現職員の参加を歓迎する。
(ロ) 必要に応じて臨時集会を開催する。
8. 細則 第八条 (イ) 会則の改正は役員会で審議し、総会の承認により決定する。
(ロ) 役員を選出は候補者を役員会で検討し、総会の承認により決定する。
(ハ) 慶弔規定は別に定めるが、当分の間、役員会に委嘱し執行後は総会時に報告する。
(ニ) その他の会則にない問題が生じた時は、役員会で処理し総会で報告する。
(ホ) 会員申し込みは、卒業式前にプリントを配付し、卒業式当日に申し込みを受け付ける。
(ヘ) 本会は昭和57年5月より受け付ける。
(ト) 本会則を昭和59年7月5日一部改正。
(チ) 本会則を昭和61年6月4日一部改正。
(リ) 本会則を平成17年9月9日一部改正。